

# 三木市の定住促進事業について



事業名		対象者
1	定住促進事業	市内及び 転入の方
2	結婚新生活支援事業	
3	若者・子育て世帯住宅取得応援事業	転入の方
4	若者・子育て世帯住宅リフォーム支援事業	

三木市縁結び課  
平成29年度版

# 1 定住促進事業

新たに市内に住宅を新築または購入する際に課税される新築軽減期間中の固定資産税と都市計画税の一部を助成することで、若者・子育て世帯の転出を抑制し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図ります。

## (1) 対象となる世帯

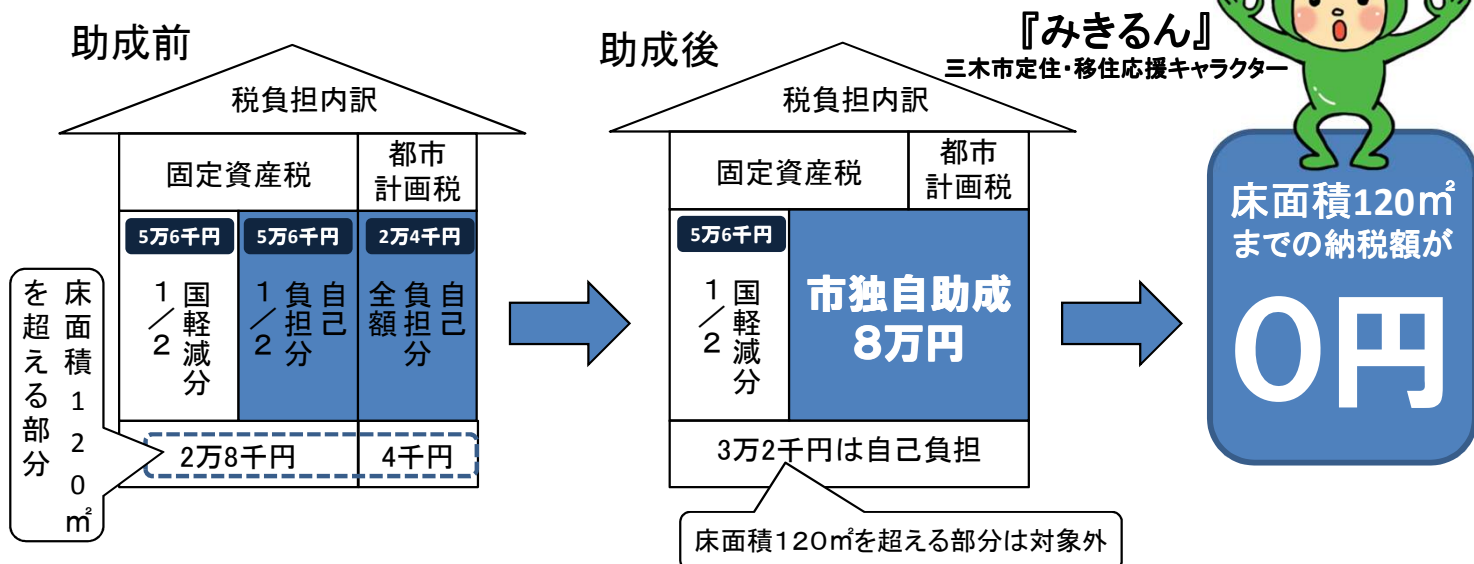
- ア 平成25年1月2日から平成30年1月1日までに住宅を新築または購入（新築未入居の物件に限る）した世帯であること。
- イ 最初に固定資産税等が課される年度の初日の属する年の1月1日（基準日）において配偶者を有し、夫婦のいずれかが40歳未満であること。
- ウ 市税の滞納がないこと。

## (2) 対象となる家屋と助成期間

- ア 一般住宅の場合は、新築後3年間
- イ 兵庫県の認定を受けた長期優良住宅の場合は、新築後5年間
- ウ 延床面積50㎡以上280㎡までの家屋が対象となり、このうちの120㎡までを助成します。（土地は対象外）

## (3) 助成例 評価額1,000万円の家屋（延床面積150㎡）の場合

- ア 固定資産税は通常、床面積120㎡までの税額がまず国（地方税法）により1/2軽減されるが、三木市は、さらに120㎡までの残りの税金分について、市独自に助成
- イ 都市計画税は、120㎡までの全額を市独自に助成



## (4) 申請について

対象の方には、封書にてご案内いたします。

なお、申請は対象年度ごとに必要となり、初年度の申請期間は対象年度の1月1日から3月31日まで（2年目以降は9月1日から翌年3月31日まで）となります。

## 2 結婚新生活支援事業

若者の婚姻に伴う新生活を支援することで、定住及び市内への転入を促進し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図ります。

### (1) 対象となる世帯

- ア 婚姻後2年を経過しない夫婦のうち、双方が40歳未満で、かつ総所得金額等が300万円未満の世帯であること（市税について滞納していないこと）。
- イ 補助金の申請をした翌年度から2年以上本市に居住すること。

### (2) 対象となる費用

- ア 住居費 市内に住宅を取得する費用又は市内の住宅物件（公営住宅を除く）の賃借料（月額賃料、敷金、礼金、共益費等）。ただし、住宅手当は除く。
- イ 引越費用 市内の住宅物件（公営住宅を除く）への引越費用

### (3) 補助金の額 住居費及び引越費用の合計額（上限18万円）

### (4) 申請について

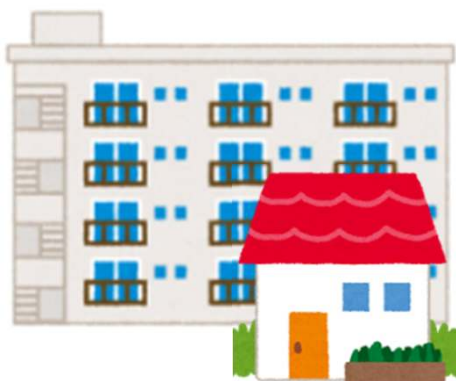
補助要件を満たしている方は、三木市結婚新生活支援事業補助金交付申請書に加え必要に応じて、次の書類を添えて提出して下さい。

- ア 婚姻届受理証明書その他婚姻を証する書類
- イ 所得証明書
- ウ 見積書その他補助対象経費の内容を確認できる書類
- エ 貸与型奨学金の返還額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- オ 住宅手当の支給を証する書類（勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。）

※ その他市長が必要と認める書類を提出していただく必要があります。

住居費 

引越費用 



最大18万円  
を補助



### 3 若者・子育て世帯住宅取得応援事業

本市に移住する若年世帯が、住宅を新築又は新築物件を購入する場合に、その費用の一部を補助することにより、市外からの移住を促進し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図ります。

#### (1) 対象者

- ア 補助金の申請をする日において、対象者又は配偶者が40歳未満であること。
- イ 補助金の申請をする日において、市外に住所を有すること。
- ウ 市税の滞納がないこと。

#### (2) 対象となる住宅

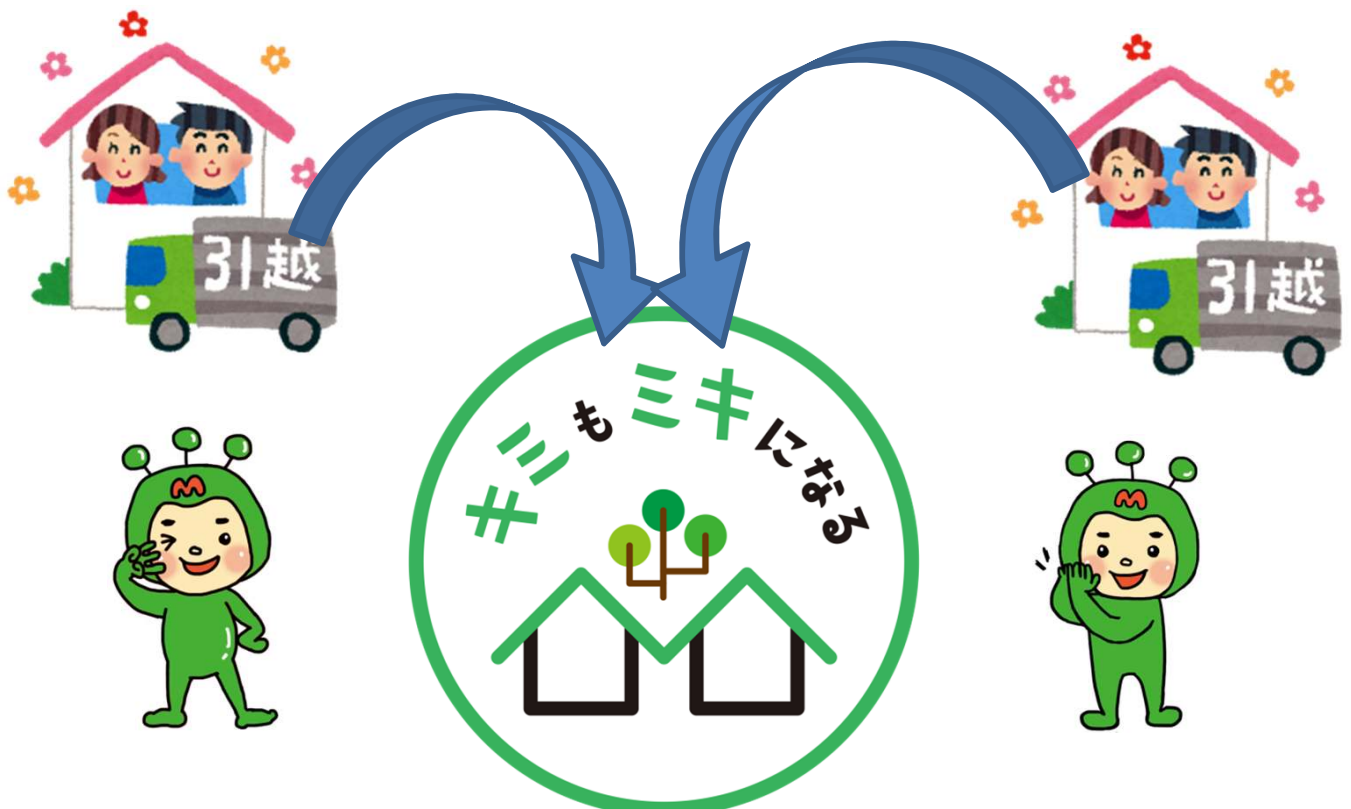
- 平成29年4月1日以降に市内に住居として新築又は購入した住宅
- ※ 建築後2年以上経過していない未入居の新築住宅に限ります。

#### (3) 補助金の額 住宅取得に要した経費（上限25万円）

#### (4) 申請について

補助要件を満たしている方は、三木市若者・子育て世帯住宅取得応援補助金交付申請書に次の書類を添えて提出して下さい。

- ア 事業計画書
- イ 見積書の写し及び設計図面
- ウ 確認済証の写し
- ※ その他市長が必要と認める書類を提出していただく必要があります。



## 4 若者・子育て世帯住宅リフォーム支援事業

本市に移住する若年世帯が、住宅の改修工事を市内施工業者により実施した場合、その経費の一部を補助することにより、市外からの移住を促進し、人口減少及び少子高齢化の抑制を図ります。

### (1) 対象者

- ア 補助金の申請をする日において、対象者又は配偶者が40歳未満であること。
- イ 補助金の申請をする日において、市外に住所を有すること。
- ウ 市税の滞納がないこと。

### (2) 対象となる住宅

平成29年4月1日以降に市内施工業者による改修工事を行った住宅

### (3) 補助金の額 工事経費（消費税含む）が10万円以上の場合（10万円）

### (4) 申請について

補助要件を満たしている方は、三木市若者・子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書に次の書類を添えて提出して下さい。

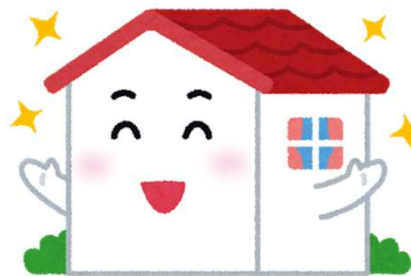
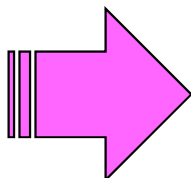
- ア 事業計画書
- イ 見積書の写し及び設計図面
- ウ 工事施工予定箇所の写真
- エ 住宅の所有者を確認できる書類
- オ 共有者がいる場合は、三木市若者・子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金共有者同意書

※ なお、三木市住宅リフォーム支援事業の申請をする場合は、ア～オの書類を省略することができます。

※ その他市長が必要と認める書類を提出していただく必要があります。

**リフォーム費用が  
10万円以上なら**

**10万円を補助**



### 提出先・問合せ先

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号

三木市 豊かな暮らし部 縁結び課

Tel: 0794-82-2000 (内線2218、2219)

FAX: 0794-82-9613 E-mail: emmusubi@city.miki.lg.jp